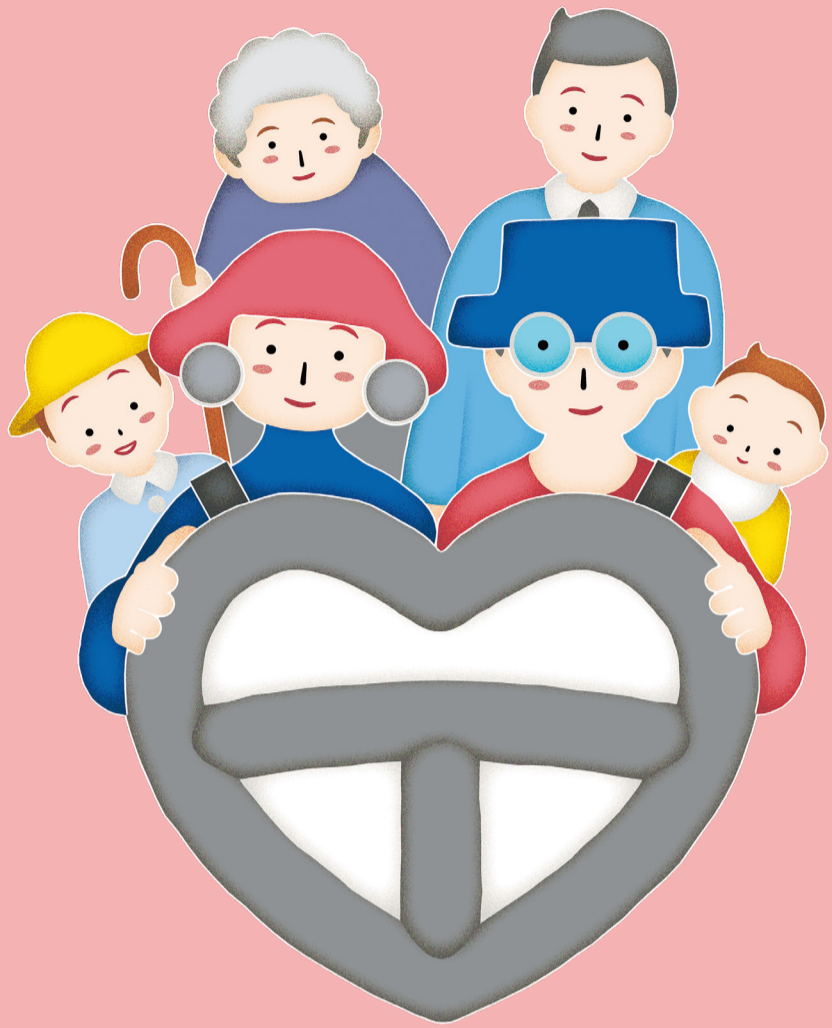


あなたの自賠責保険料・共済掛金が、
交通社会に暮らす誰かも支えている。



一般会計から自動車安全特別会計への 全額繰戻しが実現

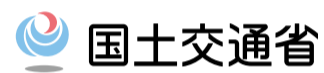
令和7年度補正予算において、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れていた5,741億円の全額繰戻しが実現しました。

自動車事故が後を絶たない中、事故被害者の方への支援等^{※1}を安定的かつ継続的に行うことは極めて重要です。

なお、今回の繰戻金は、平成13年の法改正^{※2}を踏まえ、被害者支援等に充てるための財源とされています。

国土交通省では、被害者の方への更なる支援強化に向けて、老朽化した療護施設の建替えや、被害者の方が利用する介護施設への支援等、事業の充実を図って参ります。

※1 保険料を原資として運用を行い、その運用益を財源に被害者支援等を実施。
 ※2 法改正において当時の累積運用益の配分（ユーザーへの還元の財源と被害者支援等の財源）を決定しており、今回の繰戻金は被害者支援等の財源。なお、ユーザーへの還元は、平成20年度までに実施済み。

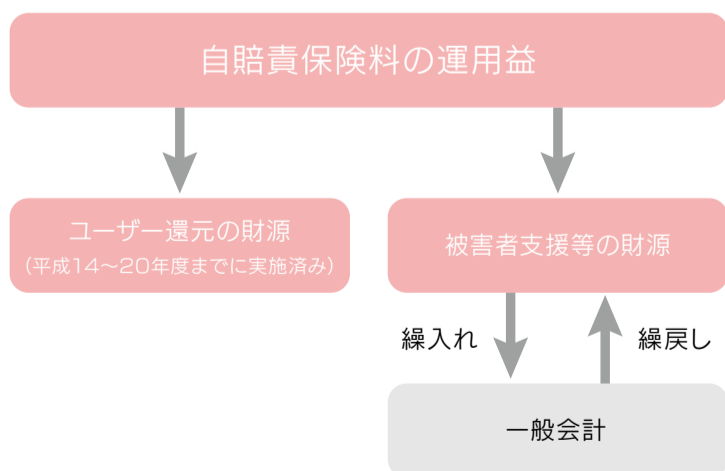


詳しくはこちら

一般会計から自動車安全特別会計への 全額繰戻しについて

自賠責保険料の運用益は平成13年の法改正により、ユーザーへの還元のための財源^{*}と被害者支援等の財源として配分されました。今回の全額繰戻しは、被害者支援等を安定的かつ継続的に実施するための財源として活用されるものであり、交通事故被害者の方への更なる支援等、事業の充実を図って参ります。

※ユーザーへの還元は平成20年度までに実施済み。



国土交通省とナスバ（自動車事故対策機構）は、
自動車事故にまつわるさまざまな取り組みを行っています。

- 
1 重度後遺障害の専門病院運営
 遅延性意識障害（脳損傷により自力移動等が不可能な状態）の方を対象とした治療に40年寄り添い、治療改善に継続して取り組んでいます。
 
- 
2 重度後遺障害の方への介護料支給
 寝たきりや車椅子利用など、日常生活動作において介護が必要な方へ介護料を支給しています。
 
- 
3 「介護者なき後」のサポート
 在宅療養中の重度後遺障害の方を対象に、介護する方がいなくなった後の生活の場の確保に取り組んでいます。
 
- 
4 後遺障害の方への社会復帰の促進
 脊髄損傷や高次脳機能障害（脳損傷による記憶障害等により日常生活等に制約がある状態）を負われた方の社会復帰を支援しています。
 
- 
5 交通遺児の支援
 交通遺児への生活資金の融資などの経済的な支援や、義務教育終了前の交通遺児の方を対象に「交通遺児友の会」を運営しています。
 
- 
6 自動車事故防止対策
 事故発生を未然に防止するための対策として、自動車の安全性能を評価し公表する取り組みなどを行っています。
 



ナスバHPはこちら



(公財)交通遺児等育成基金
HPはこちら